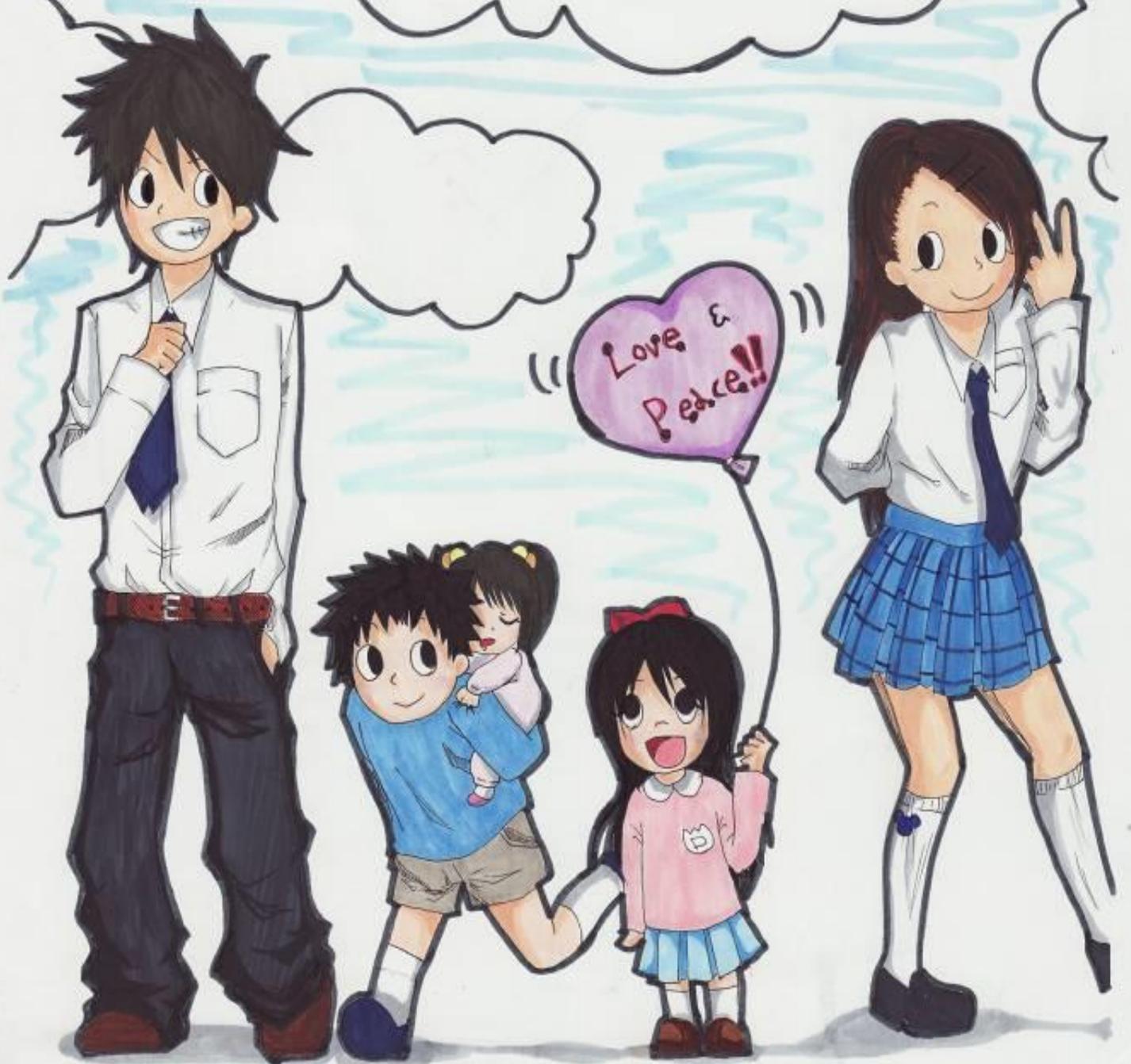


イーハトーブ

いわて

こどものけんりノート



イーハトーブ

いわて

こどものけんり／ート

たいせつ

大切なあなたへ

あなたは、いつでもどこでも、かけがえのない一人の人として、^{ひとり} ^{ひと}愛され、まもられ、けんこうでしあわせにくらすけんりがあります。

^か家ぞくとはなれて、^{ふあん}不安がいっぱいかもしれませんが、だいじょうぶです。

このノートには、あなたができることやほかの^{ひと}人があなたにしてはいけないことが^か書いてあります。

また、なやんだ^{とき}時やこまった^{とき}時、いや

おも
な思いをしたとき、だれにどうやってそ
うだんすればいいか書いてあります。

じぶん たいせつ おも
自分を大切にし、なかまを思いやり、
ゆめをもち、たの 楽しくあか 明るいせいかつ
生活をおくり
ましょう。

しあわ
せかいのみんなが幸せになら
ないと、じぶん ほんとう じあわ
自分の本当の幸せは
ないんだ

みやざわけんじ
宮沢賢治

ひょうし
※表紙タイトルの「イーハトーブ」とは、みやざわけんじ
ことばで、りそう ち いわてけん
理想の地（岩手県）をあらわすといわれています。

も

く

じ

1 なぜ、ここ（しせつや^{さとおや}里親）で

^{せいかつ}生活しなければいけないの？・・・・・・・・・・3

2 いつまでしせつ（^{さとおや}里親）で^{せいかつ}生活するの？・・・・・・・・4

3 ^{じぶん}自分のことや^か家ぞくのことについて

^し知ることができるの？・・・・・・・・・・5

4 ^か家ぞくと^あ会うことはできるの？・・・・・・・・・・6

5 ^{いけん}意見や^{じゆう}きぼうを^い自由に言えるの？・・・・・・・・・・7

6 プライバシーはまもられるの？・・・・・・・・・・8

7 ^{びょうき}病気の時は^{とき}どうなるの？・・・・・・・・・・9

8 ^{がっこう}学校へはかよえるの？・・・・・・・・・・10

9 たたかれたりいじめられたり

いやな^{おも}思いをすることはいいの? . . . 11

10 こまったことは、そうだんできるの? . . . 12

11 しせつ (里親^{さとおや}) を出た^であとも、

はなし^{はなし} 話を^き聞いてくれるの? . . . 13

◎ 里親^{さとおや}での生活^{せいかつ}って? . . . 14

◎ そうだんするところ . . . 15

◎ そうだんのはがきのつくりかた . . . 17

◎ そうだんのはがき . . . 18

◎ 資料^{しりょう} . . . 22

じどうけんしょう ぜんぶん
児童憲章 (全文)

こ けんりじょうやく おも じょうぶん
子どもの権利条約 (主な条文)

1 なぜ、ここ（しせつや^{さとおや}里親）で^{せいかつ}生活しなければいけないの？

あなたがしせつ（^{さとおや}里親）で^{せいかつ}生活することになったのは、^か家そくにいろいろなじじょうがあったからです。

あなたのしあわせと^{せいちょう}成長を^{かんが}考えると、しせつ（^{さとおや}里親）で^{せいかつ}生活することが、いまのあなたにとって^{いちばん}一番よいことだと^{かんが}考えたからです。

^{りゆう}理由がわからないときは、しせつのしよくいん（^{さとおや}里親）や ^じどうそうだんじょ ^{おし}が教えてくれるので、^き聞いてみましょう。



^{さとおや}里親ってなに？ ⇒ 14ページにかいてあるよ

^{かんれん}関連する^こ子どもの^{けんりじょうやく}権利条約の^{じょうぶん}条文

だい 9じょう おや ひ はな けんり
第 9条 親と引き離されない権利

だい 20じょう かてい うば こ ほご
第20条 家庭を奪われた子どもの保護

2 いつまでしせつ（里親）で生活するの？

あなたの家ぞくのじじょうがかわり、安心して生活できる
ようであれば、しせつ（里親）は じどうそうだんじょ とそ
うだんしてあなたが家ぞくのもとに帰ることを考えます。あ
なたの意見もそんちょうします。

あなたが成長し、進学やしゅうしょくをして自分で生活で
きるようになるまでは、しせつ（里親）で生活することもで
きます。



一般的に施設や里親では18歳（高校卒業）まで生活することができます。

第3条 子どもにとってもっともよいことを

第9条 親と引き離されない権利

第18条 子どもの養育はまず親に責任

第6条 生きる権利、育つ権利

第12条 意見を表す権利

3 ^{じぶん}自分のことや^か家^{ぞく}のことについて 知^しることができるの？

あなたは、^{じぶん}自分がどのように^う生まれそ^かだってきたのかや家^{ぞく}の^しことを知^しることができます。

しせつの^{さとおや}しょくいん（里親）や ^{じどう}じどうそう^{だん}だんじよ が、
あなたの^{せいちょう}成長にあ^{おし}わせて教^{おし}えてくれます。



だい7じょう ^{なまえ}名前・^{こくせき}国籍を^も持つ^{けんり}権利

だい8じょう ^{なまえ}名前・^{こくせき}国籍・^{かぞくかんけい}家族関係^{まも}を守る

4 家^かぞくと会^あうことはできるの？

あなたとあなたの家^かぞくがのぞめば、とくべつなじじょうがないかぎり家^かぞくと電話^{でんわ}で話^{はな}したり、会^あったり、とまったりすることができます。

あなたがいやなときは、ことわることもできます。

しせつのしょくいん（里^{さと}親^{おや}）や じどうそうだんじょ にそうだんしましょう。



だい9じょう おや ひ はな けんり
第9条 親と引き離されない権利

5 意見やきぼうを自由に言えるの？

自分のことや、学校のこと、しせつ(里親)でのことなど思っていること、考えていることを自由に言うことができます。

ほかの人の意見も大切にして、自分の成長やみんなの生活にやく立てていきましょう。



だい12じょう
第12条 意見を表す権利

だい13じょう
第13条 表現の自由

だい14じょう
第14条 思想・良心・宗教の自由

6 フライバシーはまもられるの？

か 家ぞくのこと、からだ 体 のこと、おも 思っていることなど、あなたがひみつにしておきたいこと(プライバシー)はまもられます。

てがみ 手紙やもちものもかっ^みてに見られたり、さわられることはありません。

あなたもほかの人のプライバシー^{ひと}をまもり、いやな思い^{おも}をさせないようにしましょう。



だい16じょう 第16条 プライバシー・名誉^{めいよ}はまも^{まも}られる

7 病気びょうきのときはどうなるの？

病気びょうきになったりけがをしたりしたら、病院びょういんに行くなどして、あなたのけんこうをまもります。

しせつさとおや（里親）では、あなたが元気げんきにさせるよう、えいようのある食事しょくじ、ゆっくりくつろげるへや、せいけつなふとんやようふくなどを用意よういしています。

病気びょうきにならないように、けんこうしんだんやよぼうせっしゅもします。



だい24じょう けんこう いりょう けんり
第24条 健康・医療への権利

だい27じょう せいかつすいじゆん かくほ
第27条 生活水準への確保

8 学校へはかよえるの？

ちか しょうがっこう ちゅうがっこう
近くの小学校、中学校にかよいます。

ちゅうがっこう ご にゅうがく ごうかく こうこう
中学校そつぎょう後も入学しけんに合格すれば、高校に
しんがく
進学することもでき、いろいろなしかくをとることもできま
す。

こうこう ご りょう
高校そつぎょう後もいろいろなせいどを利用して、はたら
きながら大学やせんもんがっこう しんがく
専門学校に進学することもできます。

どのしんろをえらぶかはあなたが自分できめます。しせつ
のしょくいん（さとおや）や じどうそうだんじょ は、あなたの
きぼうがかなうようにおうえんしますから、よくそうだんし
てきめましょう。



だい23じょう しょうがい こ
第23条 障害のある子ども

だい29じょう きょういく もくてき
第29条 教育の目的

だい28じょう きょういく う けんり
第28条 教育を受ける権利

9 たたかれたりいじめられたり

いやな^{おも}思いをすることはないの？

^{ひと}人をたたいたり、いじめたりするのはよくないことです。

もし、あなたがだれかにたたかれたり、いじめられたり、いやな^{おも}思いをした^{とき}時やほかの^{ひと}人がされているのを見た^み時は、あなたが^{はな}話しやすい^{ひと}人にそうだしましょう。

このノートの15、16ページに^か書いている^{ひと}人にもそうだしできます。18ページの^{はがき}をつかうこともできます。



だい19じょう ぎやくたい ほうにん ほご
第19条 虐待・放任からの保護

だい34じょう せいいてきさくしゅ ほご
第34条 性的搾取からの保護

だい32じょう けいざいてきさくしゅ ゆうがい ろうどう ほご
第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

だい36じょう さらゆる さくしゅ ほご
第36条 あらゆる搾取からの保護

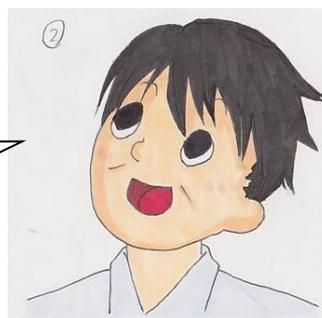
10 こまったことは、そうだんできるの？

みんな、いろいろなことをなやんだり^{かんが}考えたりしています。
かぞくのこともや友だちのこともなど、こまったりなやんだり
した時には何でもいいのでせつ^{とき}のしょくいん（^{さとおや}里親）にそ
うだんしましょう。



はな^{とき}話にくい時は、どうす
ればいいですか？

しせつ^{くじょうばこ}施設には、苦情箱や意見^{いけん}ボックスを^{もう}設け
ています。話^{はな}にくい^{とき}時には、紙^{かみ}に^か書い
て^だ出してみましよう。



しせつ^{しょくいん}施設職員以外^{いがい}の人に^{ひと}相談^{そうだん}したい^{とき}時
はどうすればいいですか？



ちいき^{ひと}地域の人などに^{そうだんいん}相談員^{ねが}をお願いしています。
(15、16ページ)



だい12じょう ^{いけん}意見^{あらわ}を表す^{けんり}権利
第12条

11 しせつ（^{さとおや}里親）^でを出たあとも、

^{はなし}話を^き聞いてくれるの？

しせつのしょくいん（^{さとおや}里親）や、それまであなたとかかわってくれた^{おお}多くの人^{ひと}がお話^{はなし}を^き聞いてくれます。

それは、あなたの^{あた}新しい生活^{せい}をみんなが^き気にかけているからです。

うれしいできごとや^{たの}楽しかったこと、わからないことやしんぱいなこと、^{なん}何でも話^{はな}したいことがあったら、あなたが^き聞いてほしいと思^{おも}う人^{ひと}やばしょへれんらくをしましょう。



だい3じょう こ
第3条 子どもにとってもっともよいことを

だい6じょう い けんり そだ けんり
第6条 生きる権利、育つ権利

さとおや せいかつ 里親での生活って？

しせつは、たてものも大きくて、たくさんの^こ子どもがいっしょに生活し、しょく^{せい}いんがこうたいでおせわをしています。でも、里親^{さと}はふつうのお家^{うち}で、そこのお家のお父^{うち}さんやお母^{かあ}さんたちと家ぞく^かのいちいんとしていっしょにくらしします。学校^{がっこう}は、里親^{さと}さんの近く^{ちか}の小学^{しょうがっこう}校や中学^{ちゅうがっこう}校にかよいます。しせつと同じように、高校^{こうこう}などに進学^{しんがく}することもできます。自分^{じぶん}の家ぞく^かと会^あったりすることもできます。



さとおや じどうふくしほう もと さまざま じじょう かにい せいかつ
里親とは、児童福祉法に基づいて様々な事情によって家庭で生活できない
こ じぶん かにい むか い あたた あいじょう ただ りかい よういく
子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育
かた
してくださる方のことです。



そうだんするところ

しせつのしょくいんでない人にもそうだんできます

★あなたのしせつの^{だいさんしゃいいん}第三者委員

なまえ	でんわばんごう

★じどうそうだんじょ

↓ あなたのたんとうの「じどうそうだんじょ」は

いわてけんふくしそごうそうだん 岩手県福祉総合相談センター	019-629-9600
いちのせきじどうそうだんじょ 一関児童相談所	0191-21-0560
みやこじどうそうだんじょ 宮古児童相談所	0193-62-4509

↓ たんとうの じどうふくしし さんは

年 月から	

★いわてけん（^{けんちょう}県庁）

いわてけんほけんふくしぶこ ^{こそだ} ^{しえんか} 岩手県保健福祉部子ども子育て支援課	019-651-3111
または ^{しょう} ^{ほけんふくしか} 障がい保健福祉課	※18 ページのはがきでもそ うだんできます

★しやくしよ ^{ひと} ややくば の人

^{しちょうそんめい} すんでいた市町村名	でんわばんごう

★あなたがそうだんしたい人 ^{ひと} をかいておこう

なまえ	でんわばんごう

★そのほかのそうだんばしよ

なまえ	でんわばんごう
チャイルドライン	0120-99-7777 ※ ^{げつようび} 月曜日～ ^{どようび} 土曜日・ ^{ここ4じ} 午後4時から ^{ここ9じ} 午後9時
いわてべんごしかい 岩手弁護士会	019-623-5005 ※ ^{げつようび} 月曜日～ ^{きんようび} 金曜日・ ^{こぜん} 午前9時から ^{ここ} 午後5時

そうだんのはがきのつくりかた

18ページから21ページまで、キリトリ
線せんにそってきりとり、19ページと20ペー
ジの「のりしろ」にのりをつけてはりあわせ
てください。

どんなことをかいたのか、見みられることな
く送おくることができます。

そうだん
のはがき

キリトリ線

郵便はがき



0 2 0 8 5 7 0

盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部児童家庭課 行

端を切り取って見て下さい →

キリトリ線

のりしろ

そうだんしたいこと

はがきをだす^{ひと}人の^{なまえ}名前

ねんれい さい おとこ おんな
年齢 歳 (男・女)

しせつめい
施設名



し りょう 資 料

じどうけんしょう ぜんぶん 児童憲章(全文)

こ けんりじょうやく おも じょうぶん 子どもの権利条約 (主な条文)

せかいじゅう ます ぶりよくぶんそう ぎゃくたい くる こ
世界中には、貧しさや武力紛争、虐待などで苦しんでいる子
どもがおお多くいます。

ねん こくさいれんごう せかいじゅう こ けんこう しあわ
1989年、国際連合は、世界中の子どもたちの健康と幸せ
ねが を願ひ、『子どもの権利条約』を採択しました。日本でも
ねん せいしき う い じょうやく き まも
1994年に正式に受け入れて、この条約(決まり)を守るこ
とをやくそくしました。

じどうけんしょう 児童憲章

しょうわ
(昭和二十六年五月五日)

われらは、日本国憲法の精神にしがい、児童に対する正しい観念
を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

じどう ひと とうと
児童は、人として尊ばれる。

じどう しゃかい いちいん おも
児童は、社会の一員として重んぜられる。

じどう かんきょう そだ
児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その
生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育
てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えら
れる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、
疾病と災害からまもられる。

- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまざまなげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

こ けんり じょうやく 子どもの権利条約

こ けんり じょうやく さだ けんり 「子どもの権利条約」が定めている権利

こ けんり じょうやく おお つぎ こ けんり まも
この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように
さだ けんり じつげん
定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現し
ようとうたっています。

1 い けんり 生きる権利

ふせ びょうき いのち
防げる病気などで命をうばわ
れないこと。

びょうき ちりょう う
病気やけがをしたら治療を受
けられることなど。

2 そだ けんり 育つ権利

きょういく う やす あそ
教育を受け、休んだり遊んだり
できること。かんが しん
考えや信じること
の自由が守られ、じぶん そだ
自分らしく育
つことができることなど。

3 まも けんり 守られる権利

しゅるい
あらゆる種類の虐待（ぎやくた
い）や搾取（さくしゅ）などか
らまも
守られること。

しょうがい こ しょうすう
障害のある子どもや少数
みんぞく こ まも
民族の子どもなどはとくに守
られることなど。

4 けんり 参加する権利

じゆう いけん あつ
自由に意見をあらわしたり、集
まってグループをつくったり、
じゆう かつどう
自由な活動をおこなったりでき
ることなど。

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳

だい1じょう こ ていぎ 第1条 子どもの定義

18さい
18歳になっていない人を子どもとします。

だいにじょう さべつ きんし 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

だいさんじょう こ 第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

だいがじょう おや しどう そんちょう 第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければ

ればなりません。

だいろくじょう い けんり そだ けんり
第 6 条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

だいななじょう なまえ こくせき けんり
第 7 条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらい権利をもっています。

だいはちじょう なまえ こくせき かぞくかんけい まも
第 8 条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

だいきゅうじょう おや ひ はな けんり
第 9 条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

だいじゅうじょう た くに おや あ けんり
第 10 条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう

いちど おも はや くに で
一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出
はい あつか おや
たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親
くに す こ おや れんらく
がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとること
ができます。

だいじゅういちじょう くに つ けんり
第 11 条 よその国に連れさられない権利

くに こ くに そと つ だ じぶん くに
国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にも
どれなくなったりしないようにしなければなりません。

だいじゅうにじょう いけん あらわ けんり
第 12 条 意見を表す権利

こ じぶん かんけい じゅう じぶん いけん あらわ
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表
けんり いけん こ はったつ おう
す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅ
こうりよ
うぶん考慮されなければなりません。

だいじゅうさんじょう ひょうげん じゅう
第 13 条 表現の自由

こ じゅう ほうほう じょうほう かんが つた けんり し
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知
けんり ひと めいわく
る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりま
せん。

だいじゅうよんじょう しそう りょうしん しゅうきょう じゅう
第 14 条 思想・良心・宗教の自由

こ しそう りょうしん しゅうきょう じゅう けんり そんちょう
子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重
おや ほごしゃ こ はったつ おう
されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じ
しどう けんり ぎむ
た指導をする権利および義務をもっています。

だいじゅうごじょう けっしゃ しゅうかい じゅう
第 15 条 結社・集会の自由

こ どもは、ほかの人ひとと自由じゆうにあつ 集まってかい 会をつくったり、さんか 参加したりすることができます。ただし、あんぜん 安全をまも 守り、きまり 禁にはん 反しないなど、ほかの人ひとにめいわく 迷惑をかけてはなりません。

だいじゅうろくじょう めいよ まも
第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

こ どもは、じぶん 自分のこと、かぞく 家族のくらし、す 住んでいるところ、でんわ 電話やてがみ 手紙など、ひと 人にし 知られたくないときは、まも 守ることができます。また、たにん 他人からほこり 傷つけられないけんり 権利があります。

だいじゅうななじょう てきせつ じょうほう にゆうしゆ
第 17 条 適切な情報の入手

こ どもは、じぶん 自分のせいちょう 成長にやくだ 役立つおお 多くのじょうほう 情報をてい 手にいれることができます。くに 国は、ほん 本・しんぶん 新聞・テレビなどが、こ どものためになるじょうほう 情報をおお 多くていきょう 提供するようにすすめ、こ どもによくないじょうほう 情報からこ どもをまも 守らなければなりません。

だいじゅうはちじょう こ よういく おや せきん
第 18 条 子どもの養育はまず親に責任

こ どもをそだ 育てるせきん 責任は、まずそのふ ぼ 父母にあります。くに 国はそのてだす 手助けをします。

だいじゅうきゅうじょう ぎやくたい ほうにん ほ ご
第 19 条 虐待・放任からの保護

おや 親（ほごしゃ 保護者）がこ どもをそだ 育てているあいだ 間、どんなかたちであれ、こ どもがぼうりょく 暴力をふるわれたり、むごい 扱いなどをあつか 受けたりすること

がないように、^{くに} 国は^こ 子どもを^{まも} 守らなければなりません。

^{だいにじゅうじょう} 第 20 条 ^{かてい} 家庭を^{うば} 奪われた^こ 子どもの^{ほご} 保護

^こ 子どもは、^{かぞく} 家族といっしょにくらせなくなったときや、^{かぞく} 家族からはなれた^{ほう} 方が^こ その子どもにとってよいときには、^{ほごしや} かわりの保護者や^{かてい} 家庭を用意^{ようい} してもらうなど、^{くに} 国から^{まも} 守ってもらうことができます。

^{だいにじゅういちじょう} 第 21 条 ^{ようしえんぐみ} 養子縁組

^こ 子どもを^{ようし} 養子にする^{ばあい} 場合には、^こ その子どもにとって、もっともよいことを^{かんが} 考え、^こ その子どもや^{あた} 新しい^ふ 父母の^{しら} ことを^し しっかり^{しら} 調べた^う えで、^{くに} 国や^{おおやけ} 公の^{きかん} 機関^{みと} だけがそれを認めることができます。

^{だいにじゅうにじょう} 第 22 条 ^{なんみん} 難民の^こ 子ども

^{しゅうきょう} ちがう^{しん} 宗教を信じているため、^{じぶん} 自分の^{くに} 国の^{せいふ} 政府と^{ちが} 違う^{かんが} 考え方を^{かた} しているため、^{せんそう} また、^{さいがい} 戦争や災害が^こ おこったために、^{くに} よその国にの^こ がれた^{なんみん} 子ども（難民の^こ 子ども）は、^{くに} その国で^{まも} 守られ、^{えんじょ} 援助を^う 受ける^{こと} ことができます。

^{だいにじゅうさんじょう} 第 23 条 ^{しょうがい} 障害のある^こ 子ども

^{こころ} 心や^{しょうがい} からだに障害があっても、^こ その子どもの^{こせい} 個性や^{きず} ほこりが傷^{つけ} つけられてはなりません。^{くに} 国は^{しょうがい} 障害のある^こ 子どもも^{じゅうじつ} 充実して^{くら} せるように、^{きょういく} 教育や^{ほけん} トレーニング、^う 保健サービスなどが^う 受けられる^{よう} にしなければなりません。

だいにじゅうよんじょう けんこう いりょう けんり
第 24 条 健康・医療への権利

くに こ けんこう
国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、びょうき
をしたときには、ちりょう う
治療を受けることができます。

だいにじゅうごじょう びょういん しせつ はい こ
第 25 条 病院などの施設に入っている子ども

こ
子どもは、こころ けんこう びょういん
心やからだの健康をとりもどすために病院などに
はい
入っているときに、そのちりょう あつか
治療やそこでの扱いがその子どもにとって
よいものであるかどうかをていきてき しら
定期的に調べてもらうことができます。

だいにじゅうろくじょう しゃかいほしょう う けんり
第 26 条 社会保障を受ける権利

こ
子どもやそのかぞく せいかつ
家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないと
きは、くに かね てだす
国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければな
りません。

だいにじゅうななじょう せいかつすいじゆん かくほ
第 27 条 生活水準の確保

こ
子どもは、こころ せいちょう ひつよう せいかつ おく
心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る
けんり
権利をもっています。おや ほごしゃ
親（保護者）はそのためのだいいち せきにんしゃ
第一の責任者です
が、おや ちから こ まも
親の力だけで子どものくらしが守れないときは、くに きょうりよく
国も協力し
ます。

だいにじゅうはちじょう きょういく う けんり
第 28 条 教育を受ける権利

こ
子どもにはきょういく う けんり
教育を受ける権利があります。くに こ
国はすべての子どもが

しょうがっこう ^い 小学校に行けるようにしなければなりません。さらに ^{うえ} ^{がっこう} ^{すす} 上の学校に進
みたいときには、みんなにそのチャンスが ^{あた} 与えられなければなりません。
 ^{がっこう} ^{ひと} ^{にんげん} ^{たいせつ} 学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるとい
 ^{かんが} ^{かた} う考え方からはずれるものであってはなりません。

だいにじゅうきゅうじょう ^{きょういく} ^{もくてき}
第 29 条 教育の目的

^{きょういく} ^こ ^{じぶん} 教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのぼし
ていくためのものです。 ^{きょういく} ^こ ^{じぶん} ^{ほか} ^{ひと} 教育によって、子どもが自分も他の人もみ
^{おな} ^{たいせつ} んな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくする
こと、 ^い ^{ちきゅう} ^{しぜん} ^{たいせつ} ^{まな} みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるように
しなければなりません。

だいさんじゅうじょう ^{しょうすうみんぞく} ^{せんじゅうみん} ^こ
第 30 条 少数民族・先住民の子ども

^{しょうすうみんぞく} ^こ ^{とち} ^す ^{ひと} ^こ 少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子
どもが、 ^{みんぞく} ^{ぶんか} ^{しゅうきょう} ^{けんり} ^{たいせつ} その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切に
なければなりません。

だいさんじゅういちじょう ^{やす} ^{あそ} ^{けんり}
第 31 条 休み、遊ぶ権利

^こ ^{やす} ^{あそ} ^{ぶんか} ^{げいじゅつかつどう} ^{さんか} ^{けんり} 子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利
があります。

だいさんじゅうにじょう ^{けいざいてきさくしゅ} ^{ゆうがい} ^{ろうどう} ^{ほご}
第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護

^こ ^{はたら} ^{きょういく} ^う 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられ

なくなったり、^{こころ}心やからだによくない^{しごと}仕事をさせられたりしないよ
うに^{まも}守られる^{けんり}権利があります。

だいさんじゅうさんじょう ^{まやく} ^{かく} ^{ざい} ^{ほご}
第 3 3 条 麻薬・覚せい剤などからの保護

^{くに}国は、^こ子どもが^{まやく}麻薬や^{かく}覚せい剤などを^う売ったり^か買ったり、^{つか}使った
りすることに^{まも}まきこまれないように守られなければなりません。

だいさんじゅうよんじょう ^{せいてきさくしゅ} ^{ほご}
第 3 4 条 性的搾取からの保護

^{くに}国は、^こ子どもが^{ばいばいしゅん}ポルノや^{りよう}売買^{せい}春などに^{せいてき}利用されたり、^{ぼうりょく}性的な暴力
を^う受けたりすることのないように^{まも}守らなければなりません。

だいさんじゅうごじょう ^{ばいばい} ^{ほご}
第 3 5 条 ゆうかい・売買からの保護

^{くに}国は、^こ子どもが^うゆうかいされたり、^か売り^か買いされたりすることの
ないように^{まも}守らなければなりません。

だいさんじゅうろくじょう ^{さくしゅ} ^{ほご}
第 3 6 条 あらゆる搾取からの保護

^{くに}国は、^こどんなかたちでも、^{しあわ}子どもの^{りえき}幸せを^えうばって^え利益を得るよ
うなことから^こ子どもを^{まも}守らなければなりません。

だいさんじゅうななじょう ^{しけい} ^{きんし}
第 3 7 条 ごうもん・死刑の禁止

^こどんな子どもに対しても、^{たい}ごうもんや^{あつか}むごい^{あつか}扱いをしてはなりま
せん。また、^こ子どもを^{しけい}死刑にしたり、^し死ぬまで^{けいむしょ}刑務所に入れたりす
ることは^{ゆる}許されません。もし、^{つみ}罪を^{おか}犯して^いたいほされても、^{にんげん}人間ら
しく^{ねん}年^{あつか}れいにあつた^う扱いを^{けんり}受ける権利があります。

だいさんじゅうはちじょう せんそう ほご
第 38 条 戦争からの保護

くに は、15 さい にならない 子どもを へいし として せんじょう につ 連れて行って はなりません。また、せんそう にまきこまれた 子どもを まも するために、できることはすべてしなければなりません。

だいさんじゅうきゅうじょう ぎせい こ まも
第 39 条 犠牲になった子どもを守る

こ どもがほうっておかれたり、むごいしうちを う 受けたり、せんそう にまきこまれたりしたら、くに はそういう子どもの こころ やからだの きず をなおし、しゃかい にもどれるようにしなければなりません。

だいやんじゅうじょう こ かん しほう
第 40 条 子どもに関する司法

くに は、つみ おか したとされた子どもが、にんげん たいせつ まな しゃかい にもどったとき じぶんじしん やくわり は しっかり果たせるようになることを かんが えて、あつか ねなければなりません。

イーハトーブ

いわてこどものけんりノート

発行日 平成 23 年 3 月

編 集 岩手県児童養護施設協議会

発行者 岩手県保健福祉部児童家庭課

岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-651-3111



なまえ	
-----	--